



平成29年3月31日

(照会先)

リスク統括部長 岡村 計三  
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

### 事務処理誤り等(平成29年2月分)について

平成29年2月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成29年2月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

#### 1 平成29年2月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが63件、平成27年度が27件、平成26年度が11件、平成25年度以前が243件、合計344件(市区町村において発生した9件、委託業者等が発生させた24件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な320件について、日本年金機構HPに掲載しています。

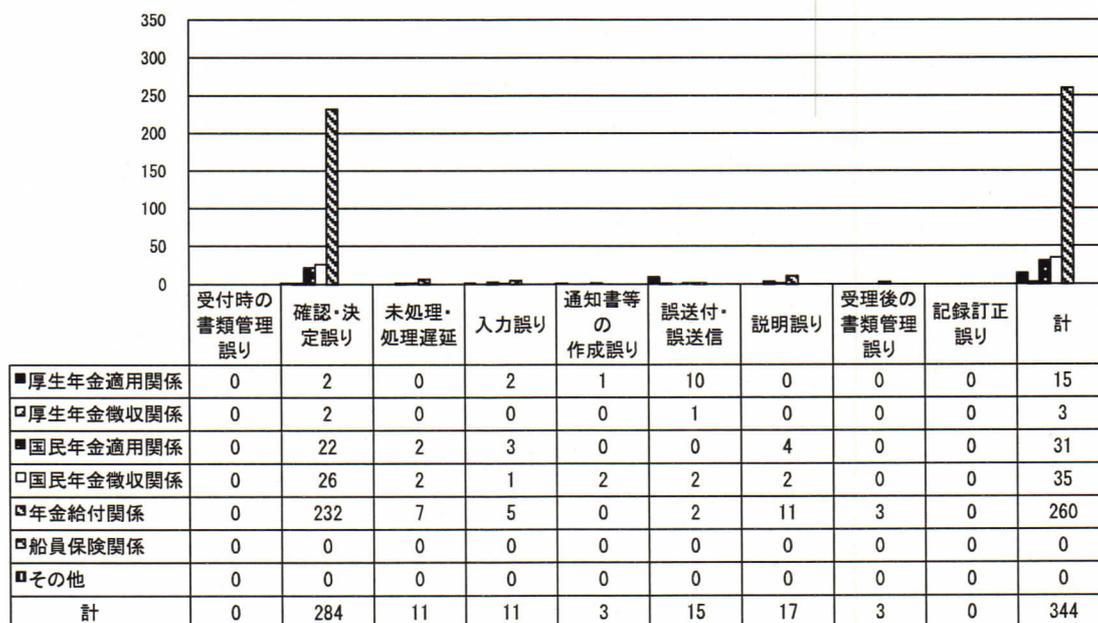
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	209	4	0	7(2)	5	6	9(1)	9(2)	21(6)	41(22)	311(33)
割合	60.8%	1.2%	0.0%	2.6%	1.5%	1.7%	2.9%	3.2%	7.8%	18.3%	100.0%

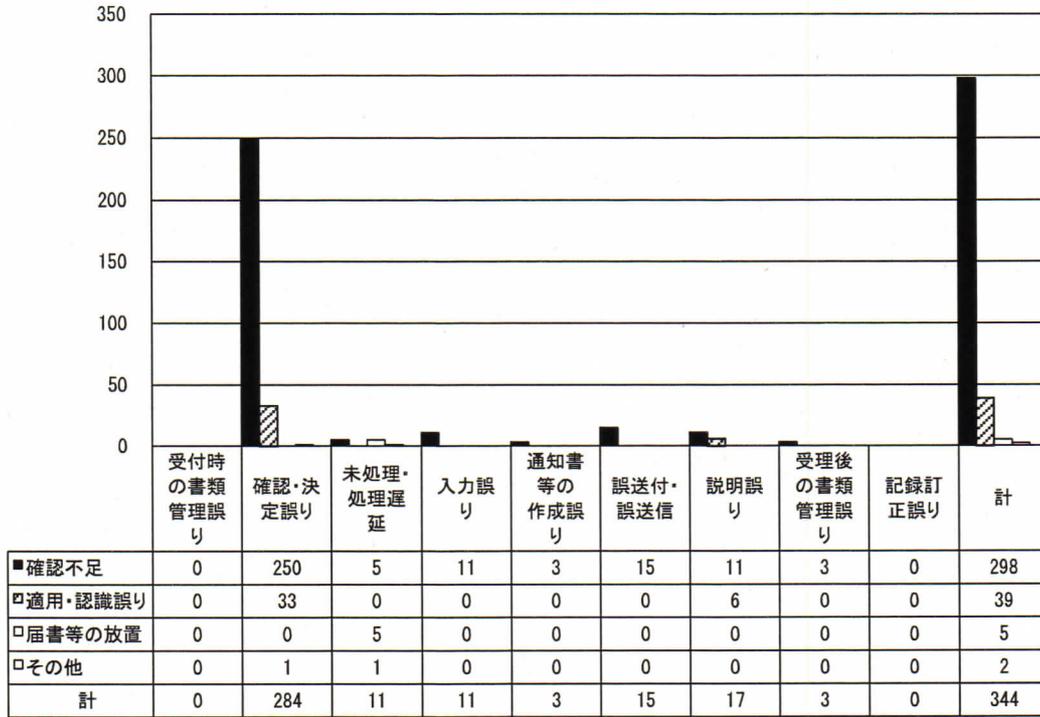
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

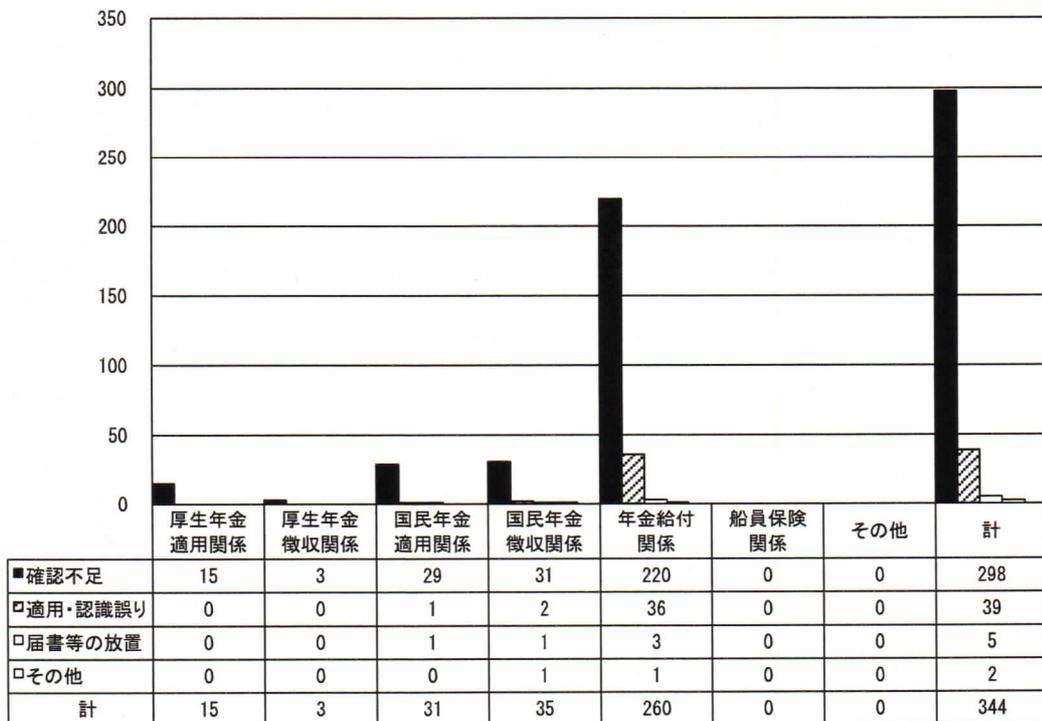
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



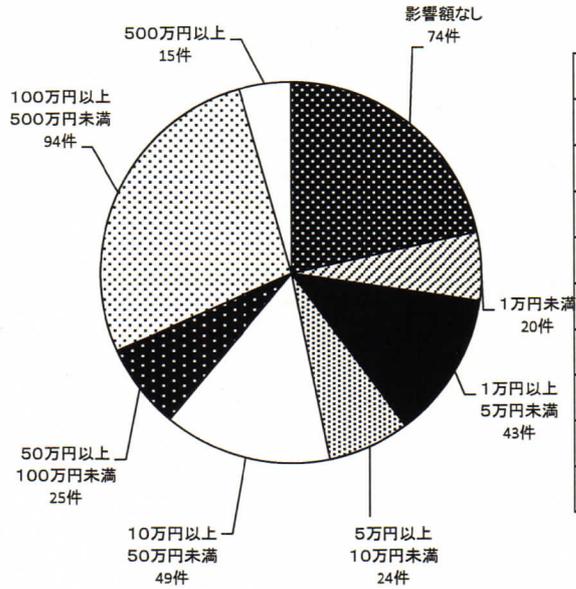
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

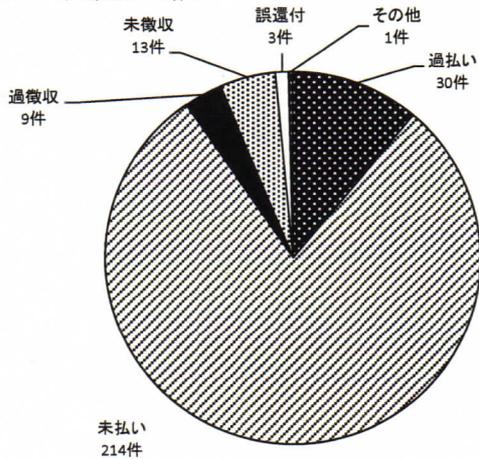


## 5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	12	3	20	21	18	0	0	74
1万円未満	1	0	2	7	10	0	0	20
1万円以上 5万円未満	0	0	5	4	34	0	0	43
5万円以上 10万円未満	0	0	1	0	23	0	0	24
10万円以上 50万円未満	1	0	1	2	45	0	0	49
50万円以上 100万円未満	0	0	1	1	23	0	0	25
100万円以上 500万円未満	1	0	1	0	92	0	0	94
500万円以上	0	0	0	0	15	0	0	15
計	15	3	31	35	260	0	0	344

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	30件	17,360,238	578,674
未払い	214件	355,330,815	1,660,424
過徴収	9件	969,428	107,714
未徴収	13件	1,361,131	104,702
誤還付	3件	193,370	64,456
その他	1件	1,483,817	1,483,817
計	270件	376,698,799	1,395,180

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未払いと過徴収	1件	1,483,817
---------	----	-----------

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	269件	78.2%
外部	75件	21.8%
計	344件	100.0%

○日本年金機構の平成29年2月分の事務処理誤り一覧(1~31ページ)

- |             |       |     |             |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | ..... | 1P  | 整理番号 1~15   |
| 2. 厚生年金徴収関係 | ..... | 3P  | 整理番号 16~17  |
| 3. 国民年金適用関係 | ..... | 4P  | 整理番号 18~47  |
| 4. 国民年金徴収関係 | ..... | 7P  | 整理番号 48~78  |
| 5. 年金給付関係   | ..... | 11P | 整理番号 79~320 |

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	愛知	半田	2011年 9月1日	2016年 9月7日	○お客様から問合せがあり、算定基礎届の審査時の確認不足により、事業所が誤って記載した平均額に基づき標準報酬月額を決定したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	244,606
2	賞与支払届の誤り	入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2011年 1月4日	2016年 12月14日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が賞与支払届について標準賞与額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1事業所 1名	過徴収	1,228
3	70歳以上被用者関連届書の誤り	入力誤り	石川	金沢広域 事務センター	2015年 9月1日	2016年 9月16日	○内部点検において、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届について標準報酬月額相当額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	過払い	1,655,314
4	事業所関係変更届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2016年 5月2日	2016年 10月24日	○事業所から問合せがあり、事業所関係変更届の審査時に確認が不足し、処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
5	厚生年金適用関係送付文書の誤り	通知書等の作成誤り	長野	松本	2017年 2月21日	2017年 3月7日	○市町村から問合せがあり、管内事業所へ送付した「日本年金機構からのお知らせ」の内容について、出張年金相談の開催日を誤って記載していたことが判明しました。 ●担当部署において、事業所へお詫び及び正しい内容を記載した案内文書を送付しました。機構ホームページに正しいお知らせ文章を掲載しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	7,507 事業所	なし	0
6	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2016年 5月24日	2016年 5月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 12名	なし	0
7			兵庫	事務センター	2016年 6月17日	2016年 6月20日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	8事業所 19名	なし	0
8			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 6月16日	2016年 6月20日	○社会保険労務士及び事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	27事業所 26名	なし	0
9			福島	事務センター	2016年 6月20日	2016年 6月21日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 3名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
10	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	刈谷	2016年 6月7日	2016年 6月10日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 3名	なし	0
11			宮城	仙台南	2016年 6月10日	2016年 6月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、二以上事業所勤務者2名分の算定基礎届を誤って他の事業所に送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	4事業所 2名	なし	0
12	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	福岡広域 事務センター	2016年 8月23日	2016年 8月24日	○社会保険労務士及び事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士及び事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	4事業所 18名	なし	0
13			山梨	事務センター	2016年 9月1日	2016年 9月2日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 2名	なし	0
14			宮崎	事務センター	2016年 9月16日	2016年 9月20日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準報酬改定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬改定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2事業所 13名	なし	0
15			東京	上野	2016年 8月31日	2016年 9月2日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の賞与支払届の写しを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届の写しを回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 9名	なし	0

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	愛知	瀬戸	2016年 9月2日	2016年 9月8日	<p>○事業所から問合せがあり、窓口で保険料を徴収した際に確認が不足し、他の年金事務所で徴収すべき保険料を誤って徴収していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。本来保険料を徴収すべき年金事務所で収納処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、保険料徴収時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
17	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 6月20日	2016年 6月21日	<p>○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の保険料納入告知額・領収済通知書を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料納入告知額・領収済通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。</p> <p>●委託業者から、再発防止策の提出がありました。</p>	2事業所	なし	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
18	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2016年 1月14日	2016年 6月28日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者の資格が継続している方について、誤って国民年金第1号被保険者として職権適用していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、職権適用除外者の処理にかかる進捗管理を徹底するよう周知しました。	17名	なし	0
19			神奈川	平塚	1992年 9月頃	2016年 5月30日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、本来国民年金第1号被保険者であるべき期間について、誤って国民年金第3号被保険者として資格取得処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認およびダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
20	国民年金被保険者種別変更届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢北	2016年 5月2日	2016年 5月8日	○内部点検により、国民年金種別変更届について配偶者の年金記録確認が不足し、種別変更年月日を配偶者の65歳到達日とすべきところ、65歳到達日以降の日付で決定したため保険料の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付していただいた定額保険料と前納保険料との差額を還付しました。 ●担当部署において、国民年金種別変更届の点検時に、配偶者の年金記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	570
21	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	沖縄	名護	1977年 12月14日	2016年 7月9日	○事務センターから連絡があり、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	なし	0
22			沖縄	名護	1977年 1月頃	2016年 8月22日		1名	なし	0
23			奈良	桜井	1976年 6月12日	2015年 12月15日		1名	なし	0
24			香川	高松西	2003年 12月14日	2016年 7月5日		1名	なし	0
25			東京	八王子	1994年 7月13日	2016年 6月10日	○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	なし	0
26			東京	八王子	1991年 1月14日	2016年 6月27日		1名	なし	0
27			東京	八王子	1961年 4月1日	2016年 6月15日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続の案内をせず強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	なし	0
28			沖縄	名護	1994年 4月1日	2016年 6月15日		1名	なし	0
29			埼玉	熊谷	2012年 10月1日	2016年 3月23日	○内部点検により、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、老齢基礎年金を満額にするための月数に不足があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底することおよび処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	31,880

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
30	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	2013年 6月11日	2016年 7月12日	○内部点検により、国民年金任意加入申出書の処理時に厚生年金被保険者記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、老齢基礎年金を満額にする保険料の前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
31			富崎	事務センター	2011年 5月27日	2017年 7月20日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書の処理時に厚生年金被保険者記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、老齢年金の受給資格を取得するための期間が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不足分の保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,260
32			宮崎	宮崎	2012年 2月15日	2016年 9月26日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、合算対象期間の確認不足により誤った資格喪失予定年月日を登録したため、老齢年金の受給資格を取得するための期間が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不足分の保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	48,780
33			千葉	千葉	2012年 6月15日	2015年 9月8日	○年金相談時に年金記録を確認したところ、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権があるにもかかわらず受給権が無いとして国民年金の任意加入手続を案内し、保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入の取消処理を行い、過徴収となっていた保険料を還付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	1,483,817
34	入力誤り		鹿児島	事務センター	2014年 5月30日	2016年 4月21日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、保険料が過徴収となることから口座振替を停止し、保険料の口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付していただいた納付書による前納保険料と口座振替による前納保険料との差額を還付しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	過徴収	210
35			東京	葛飾	2013年 9月20日	2016年 9月15日	○内部点検により、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、資格喪失予定年月日の入力を誤ったため、老齢基礎年金を満額にするための月数が不足したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
36	説明誤り		東京	中野	2014年 6月頃	2016年 5月13日	○お客様から問合せがあり、市町村で海外転出手続きを行う際に、国民年金の資格喪失と任意加入の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出時の資格喪失の際は、任意加入の説明を行い、納付意志についての確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
37			埼玉	春日部	2013年 10月11日	2016年 7月25日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、海外在住のお客様に対し、国民年金の任意加入の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受け付けの上処理を行い、納付書を交付しました。 ●担当部署において、任意加入制度についての説明を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	417,640

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	福岡	西福岡	2012年 4月3日	2016年 12月21日	○年金記録を確認したところ、窓口相談時に年金記録の確認が不足し、共済組合加入期間であるにもかかわらず任意加入申出書を提出するよう説明し、保険料が納付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。	1名	過徴収	863,440
39	国民年金第3号被保険者該当届書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 4月1日	2016年 9月27日	○お客様から問合せがあり、被扶養者(異動)届と同時に提出された国民年金第3号被保険者該当届書について、審査時の確認が不足し処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40	国民年金被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2015年 5月頃	2015年 11月4日	○内部点検により、市町村が確認不足により誤って国民年金第1号被保険者資格喪失報告を作成し、機構で資格喪失処理を行ったため、納付済みの保険料が還付されていたことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明しました。担当部署において訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●市町村に対し、報告書作成時の内容確認を徹底するよう依頼しました。	1名	誤還付	46,770
41			千葉	千葉	2016年 6月頃	2016年 9月7日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤って死亡者として異動報告書を事務センターに進達し処理が行われたため、口座振替が終了し保険料の口座振替ができなかったことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明しました。担当部署において訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●市町村に対し、報告書作成時の内容確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	49,980
42			愛知	事務センター	2016年 10月7日	2016年 10月21日	○内部点検により、届書処理時に確認が不足し、国民年金第1号被保険者資格の喪失入力が遅れたため、不要な納付書が発送されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
43			説明誤り	熊本	八代	2015年 11月6日	2016年 1月4日	○お客様から問合せがあり、社会保険労務士が任意加入中の国民年金の資格について喪失したい旨の相談を受けたにもかかわらず、資格喪失申出書の提出案内を漏らしたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格喪失申出書を提出していただき処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	過徴収
44		未処理・処理遅延	滋賀	大津	2015年 7月22日	2017年 1月11日	○市町村から連絡があり、市町村が受け付けた資格喪失届について年金事務所への進達を漏らし、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明しました。担当部署において資格喪失届の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うように依頼しました。	1名	過徴収	77,950
45	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2016年 6月15日	2016年 11月12日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った基礎年金番号で住民異動届を提出し、機構において処理していたため、控除証明書が誤って発送されていたことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明しました。担当部署において訂正処理を行い、誤って送付した社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を回収し、正しい証明書をお渡ししました。 ●市町村から、本人確認を徹底すると報告がありました。	2名	なし	0
46			埼玉	所沢	2016年 9月頃	2016年 10月26日	○お客様から問合せがあり、市町村が誤った基礎年金番号で国民年金被保険者転入届を提出し、機構において処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村から、本人確認を徹底すると報告がありました。	4名	なし	0
47			入力誤り	神奈川	事務センター	2014年 2月7日	2016年 10月5日	○お客様から問合せがあり、住所変更届の番地の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	国民年金付加保険料申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2016年 4月11日	2016年 4月14日	○内部点検により、国民年金付加保険料辞退申出書について、処理期限の確認が不足したため付加保険料が過徴収となったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収となった付加保険料は還付しました。 ●担当部署において、届書の処理期限について再確認し、書類の進捗状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	9,220
49			千葉	事務センター	2011年 7月28日	2016年 6月28日	○年金事務所から連絡があり、免除申請取下げ申出書と国民年金付加保険料納付申出書を処理する際に入力の順番を誤ったため、付加保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受け付けの上処理をし、納付書を送付しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	20,000
50	国民年金追納保険料申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2015年 9月25日	2016年 3月9日	○担当部署で還付対象者の確認をしたところ、国民年金保険料追納申出書の審査時に確認が不足し、申し込み期間より前に追納可能期間があるにもかかわらず処理を行い納付書を作成したため、納付の順番誤りにより過誤納となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過誤納の取消等の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
51	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2013年 7月30日	2015年 5月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申出書の審査時に確認が不足し、本来は後納納付の対象となる期間がもれていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受け付けの上処理をし、納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金後納保険料納付申出書の処理時に後納対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	515,560
52	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	2015年 7月1日	2016年 3月9日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の取下げ申出があった際に、確認が不足し取下げ申請書の受理及び国民年金保険料免除・納付猶予申請書の返却を漏らしたため、機構に達達され処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、免除の取消処理を行いました。 ●市町村に対して、取下申出があった際の手順を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
53			静岡	事務センター	2016年 7月4日	2016年 8月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時に確認が不足し、納付猶予の対象者であるにもかかわらず、納付猶予の審査を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。納付猶予の審査を行い、国民年金保険料免除・納付猶予承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
54			千葉	事務センター	2016年 11月22日	2016年 12月21日	○担当部署で処理済みの継続免除処理票を確認していたところ、継続免除承認期間の終了月を誤って登録し、免除を承認していたことが判明しました。 ●担当部署において訂正処理を行い、正しい国民年金保険料免除・納付猶予承認通知書及びお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、処理票作成時の内容確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	498名	なし	0
55		説明誤り	福岡	久留米	2016年 7月1日	2016年 10月24日	○お客様から問合せがあり、市町村において、お客様は納付猶予を希望されていないにもかかわらず、納付猶予が審査対象になるとの説明を漏らして国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受け付けしたため、お客様の希望しない納付猶予が承認されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び特定事由等該当申出書を受け付けの上処理をしました。 ●市町村に対して、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について希望する審査区分の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
56	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	誤送付・誤送信	岡山	倉敷東	2016年 1月21日	2016年 1月26日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料免除・納付猶予申請書をお渡しする際に、記載済の申請書が混在したままお渡ししていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、申請書を回収しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	2名	なし	0
57			千葉	市川	2016年 8月10日	2016年 8月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。申請書の控えを回収し、本来送付すべきお客様にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
58		未処理・処理遅延	和歌山	和歌山西	2014年 12月4日	2016年 8月8日	○内部点検により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
59	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2016年 3月31日	2016年 4月5日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、確認不足により登録期限を過ぎて入力を行ったため、前納保険料の口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、登録期限の再確認を行い、書類の進捗状況の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
60			東京	武蔵野	2015年 12月7日	2016年 4月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、振替方法の変更処理を漏らしたため、2年前納保険料として納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、2年前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
61			北海道	函館	2016年 4月26日	2016年 5月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼があつたにもかかわらず、金融機関への依頼がもれたため、保険料が口座振替されたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、事務処理手順について再確認し、適切な事務処理を行うよう周知しました。	3名	なし	0
62			岐阜	岐阜南	2016年 5月2日	2016年 5月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、確認不足により再開処理を漏らしていたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、緊急停止管理簿による進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
63			静岡	事務センター	2016年 6月8日	2016年 9月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者非該当届を誤って処理したため削除された口座振替情報について、確認不足により訂正処理の際に再登録を漏らしたため、保険料の口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、早割保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
64			静岡	事務センター	2015年 6月10日	2016年 6月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、別に提出のあった国民年金任意加入申出書の入力処理を先に行うべきところ、入力の順番を誤ったため、口座振替による早割納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、早割保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金第1号被保険者から国民年金任意加入被保険者へ変更となる処理を行う際に、口座振替情報の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
65	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	静岡	事務センター	2015年 12月16日	2016年 4月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書在处理する際に、別に提出のあった届出による国民年金第1号被保険者資格取得届の入力処理を先に行うべきところ、入力順番を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入被保険者から国民年金第1号被保険者へ変更となる処理を行う際に、口座振替情報の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
66	国民年金保険料還付充当処理の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2014年 4月30日	2016年 11月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除理由該当届の処理時に、誤って免除対象期間以外の納付記録を取消したため、納付済みの保険料を誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付充当処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	135,360
67			千葉	事務センター	2016年 6月16日	2016年 7月1日	○担当部署で保険料還付金の振込確認をしたところ、委託業者が還付請求書の処理の際に振込先の登録を誤ったため、振込不能となったことが判明しました。 ●担当者が訂正処理を行い、還付金を振り込みました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	なし	0
68			埼玉	埼玉広域 事務センター	2014年 8月7日	2016年 5月19日	○お客様から問合せがあり、過誤納者整理票の確認を行う際に確認が不足し、未納保険料へ充当すべきところ誤って還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付充当処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	11,240
69		未処理・処理遅延	沖縄	事務センター	2011年 6月15日	2014年 9月9日	○内部点検により、過誤納者整理票等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書等の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	17名	過徴収	290,290
70	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2016年 8月15日	2016年 9月27日	○お客様から問合せがあり、納付書の作成時に保険料納付状況の確認が不足し、必要な納付書の作成がもれたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受け付けの上処理をし、納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の納付状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	11,440
71			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 2月29日	2016年 5月9日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料の納付書を作成した際に確認が不足し、金額を誤って作成し納付していただいたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不足分の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	1,020
72			東京	杉並	2002年 4月30日	2016年 6月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書を受理する際に、本来、納付期限が間近であるため手作業により納付書の交付を行うべきところ、交付を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受け付けの上処理を行い、納付書を交付しました。 ●担当部署において、納付期限の確認を徹底し、納付期限が間近である場合は手作業により納付書の交付を行うよう周知しました。	1名	未徴収	400

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
73	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	東京	立川	2016年 4月8日	2016年 6月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を受理する際に、本来、納付期限が間近であるため手作業により前納納付書の交付を行うべきところ、交付を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料額との差額を還付しました。 ●担当部署において、納付期限の確認を徹底し、納付期限が間近である場合は手作業により納付書の交付を行うよう周知しました。	1名	過徴収	1,120
74			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 11月1日	2016年 11月2日	○事務所から連絡があり、多段階免除承認者の保険料前納納付書を発送する際に確認が不足し、納付期限後に発送していたことが判明しました。 ●担当部署より、お客様にお詫びの文書及び納付期限を訂正した前納納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書の内容確認及び納付書発送スケジュールの管理を徹底するよう周知しました。	967名	なし	0
75		未処理・処理 遅延	東京	武蔵野	2016年 5月13日	2016年 8月15日	○お客様から問合せがあり、お客様から依頼のあった前納納付書について作成を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成までの進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
76	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の 作成誤り	愛知	半田	2016年 10月4日	2016年 10月6日	○お客様から問合せがあり、特別催告状について、保険料の納付期限を誤って作成し送付していたことが判明しました。 ●担当部署より、お客様にお詫びの文書及び正しい期日を記載した特別催告状を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	445名	なし	0
77	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	確認・決定誤り	岐阜	多治見	2016年 8月1日	2016年 10月25日	○内部監査により、延滞金の領収書を作成した際の内容確認不足により、収納金額を記載する欄を誤って領収書を作成し、交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい領収書を交付しました。 ●担当部署において、領収書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
78		通知書等の 作成誤り	兵庫	須磨	2016年 11月18日	2016年 12月14日	○機構本部から連絡があり、国民年金特定事由等該当申出不承認通知書の通知年月日を誤って記載していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤った通知書を回収し、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
79	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	八幡	1979年 9月13日	2014年 11月20日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	93,893
80			茨城	事務センター	2015年 8月頃	2015年 8月19日	○年金事務所から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,146,084
81			岡山	岡山東	1996年 4月14日	2015年 10月15日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,495,747
82			埼玉	川越	1983年 6月1日	2015年 11月16日		1名	未払い	63,110
83			徳島	徳島南	1976年 8月1日	2016年 3月11日		1名	未払い	44,802
84			茨城	水戸北	1987年 7月頃	2016年 1月4日		1名	未払い	35,600
85			宮城	古川	1993年 11月頃	2016年 7月29日		○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って請求を案内し老齢年金請求書を受け付けし決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、老齢年金の決定を取消しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
86			宮崎	都城	1983年 4月1日	2014年 10月29日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合員期間を算入し老齢年金を決定すべきところ、旧令共済組合員期間の算入を漏らし通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	358,719
87			広島	広島南	1988年 9月頃	2014年 8月11日	○担当部署で記録確認を行ったところ、65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないこと及び配偶者の老齢年金に振替加算がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	2名	未払い	1,194,486
88			広島	広島東	1989年 6月25日	2015年 10月20日	○記録判明に伴い記録確認を行ったところ、65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	106,861

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
89	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	島根	浜田	1997年 12月20日	2016年 1月8日	○機構本部から連絡があり、65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	165,777
90			東京	府中	1985年 4月20日	2016年 4月8日	○未支給年金請求時の記録確認により、65歳以上の厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	293,547
91			東京	杉並	2002年 6月2日	2016年 4月7日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の退職改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	152,103
92			広島	広島南	1977年 11月頃	2014年 12月25日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の取消を行い老齢年金の決定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部に誤りがある状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	566,903
93			広島	広島東	1971年 9月1日	2015年 1月13日		1名	未払い	80,101
94			三重	津	1974年 8月頃	2015年 7月28日		1名	未払い	251,707
95			福岡	八幡	1983年 4月7日	2015年 11月6日		1名	未払い	17,453
96			鳥取	倉吉	1984年 12月1日	2015年 12月16日		1名	未払い	2,019
97			広島	備後府中	1978年 6月1日	2016年 1月28日		1名	未払い	53,723
98			福岡	八幡	1986年 7月3日	2016年 1月29日		1名	未払い	40,715
99	香川	高松広域 事務センター	2010年 9月16日	2016年 9月23日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の確認不足により誤った雇用保険被保険者番号の登録をしたため、正しい年金の支払となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の雇用保険被保険者番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名		過払い	621,000	
100	説明誤り	広島	広島東	2015年 12月7日	2016年 2月12日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って受給権を満たしていると説明し、老齢基礎年金請求書を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、老齢基礎年金請求書をお返ししました。 ●担当部署において、年金相談時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
101	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	兵庫	加古川	2016年 3月4日	2016年 8月24日	○年金相談時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金任意加入申出書を受け付けし国民年金保険料を納付していただき、老齢基礎年金請求書を受け付けし老齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,266	
102	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	高知	高知西	2002年 2月27日	2016年 8月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	20,525	
103	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	1980年 8月1日	2015年 2月16日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	136,657	
104			広島	呉	1983年 5月18日	2015年 11月12日		○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,594,423
105			山口	岩国	1982年 5月11日	2016年 7月26日		○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	348,390
106			石川	金沢広域 事務センター	1985年 11月20日	2016年 8月17日		○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	267,434
107			福岡	八幡	1979年 9月1日	2014年 7月14日		○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,346,470
108			東京	板橋	1987年 9月10日	2015年 1月9日		○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,186,941
109			京都	舞鶴	1983年 6月17日	2016年 6月16日		○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,524,560
110			東京	墨田	1995年 7月20日	2016年 9月12日		○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	301,090
111	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2013年 2月8日	2016年 5月20日	○機構本部から連絡があり、特例による退職共済年金の支給対象者に該当するとの確認不足により、本来退職共済年金を決定すべきところ、誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、特例による退職共済年金の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
112			三重	尾鷲	2006年 2月9日	2016年 6月20日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合記録の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を農林共済統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	936,576	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
113	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	広島	呉	1976年 3月頃	2015年 11月5日	○機構本部から連絡があり、職歴等の確認不足により旧令共済記録の算入を漏らし、老齢年金の決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	29,989
114			広島	広島東	1994年 3月15日	2015年 8月27日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	52,159
115			岐阜	大垣	1989年 11月11日	2015年 12月2日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	325,577
116			千葉	船橋	1988年 9月8日	2016年 4月7日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	79,023
117			鳥取	倉吉	2006年 2月9日	2015年 12月3日	○お客様から問合せがあり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	55,267
118			老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	1980年 6月頃	2014年 9月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名
119	鹿児島	川内			1992年 6月9日	2013年 8月8日	1名	未払い		33,903
120	神奈川	港北			2009年 11月1日	2016年 2月10日	1名	未払い		9,500
121	宮崎	宮崎			2011年 2月11日	2016年 8月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,840

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
122	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2007年 12月5日	2016年 6月1日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	89,319
123			沖縄	コザ	1990年 8月9日	2015年 8月5日	○事務センターから連絡があり、国民年金と共済組合の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,947,994
124			長野	小諸	1985年 3月1日	2016年 1月27日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,310
125			滋賀	大津	1996年 7月24日	2015年 10月1日	○事務センターから連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	38,258
126			神奈川	横浜中	2001年 12月11日	2016年 7月5日		1名	過払い	185,740
127			沖縄	名護	1995年 5月11日	2016年 7月22日		1名	過払い	542,755
128			東京	府中	1993年 8月15日	2016年 6月7日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	321,800
129			東京	大田	2000年 7月28日	2016年 7月6日	○年金相談時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	48,750
130			福岡	直方	1986年 11月6日	2016年 4月14日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	47,852

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
131	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	2000年 10月29日	2016年 4月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,724,881
132			東京	大田	1995年 3月7日	2016年 10月27日		1名	未払い	4,539,937
133			神奈川	港北	2006年 3月3日	2016年 8月16日		1名	未払い	1,490,418
134			兵庫	豊岡	1996年 8月頃	2015年 2月27日		1名	未払い	764,930
135			兵庫	豊岡	2001年 5月8日	2016年 3月18日		1名	未払い	2,556,975
136			石川	金沢北	1991年 12月20日	2015年 11月27日		1名	未払い	5,379,812
137			福岡	八幡	1999年 8月20日	2013年 11月18日		1名	未払い	2,728,073
138			東京	江東	2004年 10月4日	2016年 2月29日		1名	未払い	1,788,082
139			石川	金沢北	1991年 5月20日	2016年 3月10日		1名	未払い	5,200,111
140			群馬	太田	1996年 2月11日	2016年 7月22日		1名	未払い	4,137,731
141			三重	四日市	2010年 4月25日	2016年 8月12日		1名	未払い	53,266
142			千葉	木更津	1996年 2月19日	2016年 9月5日		1名	未払い	4,221,370
143			神奈川	高津	1989年 11月16日	2016年 10月6日		1名	未払い	4,625,937
144					1993年 12月16日	2016年 10月7日		1名	未払い	3,429,564
145			沖縄	那覇	1990年 4月19日	2016年 11月1日		1名	未払い	4,659,854

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
146	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1997年 2月28日	2015年 9月15日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	884,637	
147	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	大分	大分	2008年 10月12日	2016年 3月30日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,466,666	
148					2009年 11月19日	2016年 5月18日		1名	未払い	750,500	
149			岐阜	大垣	2010年 5月14日	2016年 5月25日		1名	未払い	685,355	
150			香川	高松西	2007年 3月21日	2016年 9月14日		1名	未払い	1,311,800	
151			岐阜	大垣	2012年 12月2日	2016年 10月5日		1名	未払い	386,550	
152			滋賀	大津	2008年 6月14日	2016年 6月20日		○お客様から問合せがあり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	979,600
153			愛媛	宇和島	2007年 12月25日	2016年 7月22日		1名	未払い	1,090,739	
154			千葉	船橋	2008年 7月30日	2016年 10月4日		○記録判明に伴い年金記録を確認したところ、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,030,053
155			広島	広島東	2007年 5月19日	2015年 4月9日		○事務センターから連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,059,747
156			島根	松江	2007年 4月18日	2016年 8月1日		○内部点検により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,199,229
157	石川	金沢北	2010年 6月28日	2016年 7月13日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	694,446			
158	愛知	一宮	2006年 8月20日	2016年 8月22日	1名	未払い	1,369,114				
159	鹿児島	加治木	2010年 8月20日	2016年 12月20日	1名	未払い	694,145				

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
160	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	2006年 10月22日	2016年 10月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,368,771
161	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2015年 3月19日	2016年 11月9日	○お客様から問合せがあり、特別支給の老齢厚生年金請求書の審査時に入力項目の記載を誤ったことから、繰上げによる老齢年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時における入力項目の記載の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
162			東京	葛飾	2016年 4月21日	2016年 8月9日	○お客様から問合せがあり、繰上げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、繰上げによる老齢基礎年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時における入力項目の記載の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	306,576
163			兵庫	姫路	2015年 7月13日	2015年 11月4日	○共済組合から連絡があり、繰上げ請求の老齢基礎年金について受付年月日の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時における受付年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	90,610
164			埼玉	春日部	2015年 10月19日	2016年 5月2日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金を繰上げ請求した場合に支給停止となる退職共済年金の確認不足により、お客様にとって受給額が少なくなる繰上げ請求を案内し、年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰上げ請求の取消処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰上げ請求の相談時における退職共済年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	543,467
165			福井	福井	2016年 5月31日	2016年 8月22日	○お客様から問合せがあり、老齢年金請求の相談時に繰下げ請求ができるとの説明を行わずに、65歳支給の老齢基礎・老齢厚生年金請求書を受け付けし、決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定の取消処理を行いました。 ●担当部署において、相談時における繰下げ請求についての説明を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
166			説明誤り	大阪	豊中	2016年 8月13日	2016年 10月17日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が老齢年金の繰下げ請求にかかる年金相談時に、支払処理のスケジュール確認不足により、誤った支払時期の説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	なし
167	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	1999年 10月30日	2013年 12月25日	○記録明に併い記録確認を行ったところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,064,404

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
168	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	1986年 7月10日	2015年 3月3日	○記録判明に伴い記録確認を行ったところ、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,147,023
169			埼玉	熊谷	2004年 12月頃	2015年 8月7日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,981,085
170			広島	呉	1974年 6月3日	2015年 11月12日	○機構本部から連絡があり、職歴等の確認不足により旧令共済記録の算入を漏らし、遺族年金の決定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,390,448
171			東京	葛飾	2009年 2月12日	2015年 11月20日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	59,944
172			福岡	八幡	1982年 4月19日	2015年 1月19日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足により、遺族年金を決定するべきところ、誤って特例遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,398,092
173			神奈川	横浜西	2013年 8月頃	2014年 2月25日	○機構本部から連絡があり、遺族年金決定時に厚生年金被保険者記録の一部を誤って削除して決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	129,116
174			神奈川	横浜西	2000年 1月2日	2016年 3月14日	○事務センターから連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,511,692
175			香川	善通寺	2007年 1月11日	2016年 1月15日	○お客様から問合せがあり、船員保険被保険者記録の登録を漏らし遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	281,908

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
176	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺西	1986年 5月15日	2015年 12月1日	○お客様から問合せがあり、短期要件の遺族共済年金の受給権者であるため長期要件の遺族厚生年金は不支給となるにもかかわらず、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の取消処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,327
177			東京	府中	1994年 4月15日	2015年 12月15日		1名	過払い	3,648
178		入力誤り	本部	機構本部	2016年 11月17日	2016年 12月9日	○お客様から問合せがあり、委託業者が遺族年金請求書の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	未払い	2,073,390
179		説明誤り	広島	広島東	2016年 4月6日	2016年 4月13日	○事務センターから連絡があり、受給要件の確認不足により、遺族厚生年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って遺族厚生年金請求書の受け付けを行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金請求書をお返ししました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
180			福岡	小倉北	2016年 9月27日	2016年 9月28日	○事務センターから連絡があり、委託社会保険労務士が受給要件の確認不足により、遺族厚生年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って遺族厚生年金請求書の受け付けを行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金請求書をお返ししました。 ●社会保険労務士会より、委託社会保険労務士へ指導が行われました。	1名	なし	0
181	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	1969年 12月頃	2016年 5月16日	○年金相談時の記録確認により、船員保険の職時加算記録の登録を誤り障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,761
182	障害状態確認届の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部	2014年 8月1日	2015年 4月8日	○お客様から問合せがあり、障害状態確認届の処理時に、別の傷病による障害であるため併合できない障害であるにもかかわらず、誤って併合し障害等級の認定処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、傷病が複数有る場合は障害等級の認定に際し、複数回チェックを行うよう周知徹底しました。	1名	過払い	450,800
183	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2016年 2月9日	2016年 7月14日	○年金事務所から連絡があり、老齢年金請求書と同時に受付した在職支給停止届について、処理順序を誤ったことから正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、在職支給停止届の事務処理手順について確認を徹底するよう周知しました。	4名	過払い	2,813,667

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
184	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山西	1976年 8月1日	2016年 3月18日	○事務センターから連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	8,968	
185			神奈川	藤沢	1978年 7月1日	2015年 5月1日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,131,595
186			大分	佐伯	1988年 12月20日	2015年 5月7日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	349,411
187			新潟	長岡	1983年 10月1日	2015年 7月6日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	889,546
188			大分	別府	1978年 10月頃	2015年 8月17日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	118,507
189			佐賀	佐賀	1976年 8月1日	2015年 8月21日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	846,500
190			千葉	千葉	1979年 8月1日	2015年 11月9日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	57,467
191			千葉	船橋	1987年 10月頃	2015年 12月7日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,331,465
192					1987年 7月頃	2015年 12月7日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	94,002
193			石川	小松	1985年 5月1日	2015年 12月28日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	55,000
194			大阪	吹田	1986年 4月頃	2016年 1月12日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	35,100
195			愛知	中村	1978年 10月1日	2016年 1月28日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	22,000
196			福岡	八幡	1986年 4月1日	2016年 1月29日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	16,930
197			福井	福井	1989年 2月15日	2016年 1月29日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	16,524
198			山口	山口	1986年 4月20日	2016年 2月2日		○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	15,830

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
199	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1979年 11月1日	2016年 2月4日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	133,611
200			兵庫	豊岡	1980年 5月1日	2016年 2月8日		1名	未払い	78,538
201			大阪	吹田	1986年 4月頃	2016年 2月9日		1名	未払い	31,598
202			岡山	岡山東	1980年 10月1日	2016年 2月16日		1名	未払い	228,507
203			大阪	天王寺	1976年 8月頃	2016年 2月19日		1名	未払い	4,165
204			石川	金沢北	1978年 5月1日	2016年 2月22日		1名	未払い	109,450
205			神奈川	横浜西	1976年 8月15日	2016年 2月24日		1名	未払い	16,035
206			東京	北	1982年 10月1日	2016年 2月24日		1名	未払い	123,404
207			大阪	枚方	1980年 6月16日	2016年 2月26日		1名	未払い	29,850
208			兵庫	姫路	1976年 8月1日	2016年 3月4日		1名	未払い	32,209
209			埼玉	川越	1979年 6月頃	2016年 3月8日		1名	未払い	58,935
210			広島	広島南	1978年 6月1日	2016年 3月14日		1名	未払い	17,092
211			岡山	岡山東	1976年 8月1日	2016年 3月23日		1名	未払い	9,710
212			大阪	吹田	1980年 12月頃	2016年 3月25日		1名	未払い	14,930
213			大分	別府	1980年 9月頃	2016年 4月8日		1名	未払い	19,936
214			愛知	豊田	1984年 2月1日	2016年 4月14日		1名	未払い	142,290
215			新潟	新潟東	1982年 11月1日	2016年 4月15日		1名	未払い	59,084
216	岡山	岡山東	1981年 6月1日	2016年 4月20日	1名	未払い	89,775			
217	兵庫	加古川	1980年 10月1日	2016年 5月2日	1名	未払い	215,557			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
218	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷西	2016年 9月頃	2016年 12月20日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の年金について支払保留処理を行う際に、誤ってお亡くなりになった方の配偶者の年金についても支払保留処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、住基コードによる生存確認や処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	281,809
219	加給年金の誤り	確認・決定誤り	岐阜	美濃加茂	1995年 7月13日	2016年 8月8日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。  ○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,428,020
220			広島	広島東	1997年 7月9日	2014年 8月4日		1名	未払い	108,043
221			栃木	宇都宮東	1988年 2月1日	2016年 12月26日		1名	過払い	1,123,676
222			石川	七尾	1990年 3月8日	2016年 12月26日		1名	過払い	1,123,683
223			沖縄	コザ	1998年 12月20日	2016年 12月26日		1名	過払い	1,112,264
224			福島	郡山	1991年 8月頃	2016年 12月27日		1名	過払い	545,651
225			大阪	堺東	1986年 9月21日	2016年 8月31日		1名	未払い	6,486,668
226			説明誤り	大阪	天王寺	2010年 7月7日		2016年 1月22日	○担当部署において確認したところ、街角の年金相談センターにおいて、年金相談時における年金記録の確認不足により、加給年金の加算に必要な加給年金加算開始事由が当該届の案内を漏らしていたことが判明しました。またこのため、配偶者の老齢年金に振替加算の加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金加算事由が当該届を受け付けし処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名
227	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	1997年 3月25日	2014年 10月31日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,177,013
228			埼玉	大宮	1993年 6月29日	2016年 6月24日		1名	未払い	5,031,910
229			茨城	事務センター	1993年 11月11日	2016年 6月24日		1名	未払い	3,870,128
230			東京	八王子	1999年 7月18日	2016年 6月28日		1名	未払い	3,049,491
231			岐阜	岐阜南	2000年 12月1日	2016年 6月28日		1名	未払い	2,681,767

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
232	配偶者の年金決定時の 配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	大分	大分	1994年 9月14日	2016年 7月12日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,699,156	
233			鹿児島	鹿児島南	1999年 10月31日	2016年 8月25日		1名	未払い	2,197,476	
234			愛知	刈谷	1994年 11月9日	2016年 9月8日		1名	未払い	4,689,691	
235			大阪	堺西	1992年 1月20日	2016年 9月30日		1名	未払い	5,694,197	
236			茨城	水戸北	1992年 6月18日	2016年 10月4日		1名	未払い	4,897,752	
237			東京	大田	1991年 5月31日	2016年 2月18日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,276,149	
238			岐阜	岐阜南	1994年 10月1日	2016年 3月28日		1名	未払い	4,539,873	
239			東京	江戸川	2002年 2月11日	2016年 4月4日		1名	未払い	2,429,776	
240			新潟	長岡	1993年 9月12日	2016年 4月21日		1名	未払い	4,981,614	
241			群馬	前橋	1999年 6月1日	2016年 6月30日		1名	未払い	3,063,317	
242			栃木	宇都宮西	1990年 3月22日	2016年 7月11日		1名	未払い	4,522,571	
243			埼玉	川越	1995年 5月頃	2016年 8月24日		1名	未払い	2,500,417	
244			兵庫	東灘	1998年 2月6日	2016年 9月16日		1名	未払い	3,709,443	
245			愛知	笠寺	1997年 5月14日	2016年 7月13日		○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,670,773
246			兵庫	明石	1990年 2月20日	2016年 8月10日			1名	未払い	4,202,340
247			神奈川	横浜南	1993年 4月19日	2016年 10月7日	1名		未払い	5,065,434	
248			愛知	一宮	1994年 6月9日	2016年 10月28日	1名		未払い	3,153,901	
249			沖縄	那覇	1995年 12月21日	2016年 11月21日	1名		未払い	3,017,338	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
250	配偶者の年金決定時の 配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟東	1993年 1月1日	2016年 5月23日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,146,753
251			長崎	佐世保	1994年 6月16日	2016年 9月2日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,178,541
252			京都	京都南	2004年 6月3日	2016年 10月18日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,751,216
253			千葉	千葉	1996年 9月12日	2016年 5月24日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,580,128
254			長崎	諫早	1992年 9月9日	2016年 10月5日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,323,808
255			配偶者の年金決定時の 年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1988年 10月27日	2016年 6月8日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名
256	大阪	堺東			1992年 1月10日	2016年 6月17日	1名	未払い		5,497,601
257	新潟	六日町			1995年 11月1日	2016年 8月31日	1名	未払い		3,542,933
258	高知	南国			2001年 11月1日	2016年 9月8日	1名	未払い		2,069,820
259	福岡	八幡			1991年 7月9日	2014年 8月18日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名		未払い
260	埼玉	浦和			1997年 1月30日	2014年 10月27日		1名	未払い	2,839,750
261	埼玉	浦和			1990年 10月25日	2014年 11月7日		1名	未払い	4,735,524
262	埼玉	浦和			1993年 11月18日	2014年 11月14日		1名	未払い	4,487,547
263	東京	青梅			2000年 2月22日	2015年 12月1日		1名	未払い	2,117,843
264	大阪	枚方			1997年 3月19日	2016年 8月25日		1名	未払い	4,570,125
265	三重	四日市			2011年 3月9日	2016年 9月5日		1名	未払い	28,350
266	福岡	直方	2002年 3月31日	2016年 10月21日	1名	未払い	2,799,066			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
267	配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	広島	広島南	1994年 9月1日	2016年 9月5日	○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,668,096
268			福井	福井	1989年 10月12日	2016年 10月24日		1名	未払い	4,881,018
269			岐阜	大垣	1997年 1月31日	2016年 6月7日		1名	未払い	3,857,031
270			東京	八王子	1993年 11月28日	2016年 7月15日		1名	未払い	4,877,216
271	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1995年 7月7日	2015年 9月9日	○遺族年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,878,026
272			茨城	水戸南	1983年 3月頃	2016年 2月22日		1名	未払い	2,403,137
273			千葉	船橋	2009年 4月6日	2016年 2月25日		1名	未払い	47,186
274			和歌山	和歌山東	1985年 12月1日	2015年 11月11日		1名	未払い	1,694,880
275			愛知	岡崎	2009年 8月頃	2016年 3月17日		1名	未払い	821,042
276			大阪	貝塚	1987年 1月27日	2016年 5月31日		1名	未払い	35,535
277			大阪	大阪広域 事務センター	1977年 12月頃	2016年 8月15日		1名	過払い	21,829
278			岡山	岡山東	2008年 6月27日	2016年 4月11日		1名	未払い	80,882

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
279	再載定の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2014年 3月31日	2016年 2月8日	○機構本部から連絡があり、老齢年金と遺族年金の再載定が必要であるにもかかわらず、確認不足から老齢年金の再載定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再載定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	53,201
280			香川	高松東	1996年 8月22日	2016年 2月18日	●担当部署において、記録判明時における再載定すべき年金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	124,903
281			静岡	島田	1984年 9月1日	2016年 2月25日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録追加処理に伴い年金の再載定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再載定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再載定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再載定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,345,986
282			富山	富山	1999年 5月13日	2016年 8月19日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再載定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再載定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再載定処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再載定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	420,427
283			静岡	島田	1979年 12月20日	2016年 2月3日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再載定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再載定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再載定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	3,869,037
284			埼玉	川越	1978年 11月1日	2016年 2月23日	●担当部署において、年金記録判明時には再載定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	25,184
285			千葉	市川	1982年 5月頃	2016年 3月1日		1名	未払い	3,275
286			広島	広島東	1998年 1月27日	2016年 1月27日	○記録判明に伴い記録確認を行ったところ、老齢年金と遺族年金の再載定が必要であるにもかかわらず、確認不足から遺族年金の再載定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再載定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時における再載定すべき年金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	492,348
287			兵庫	東灘	2006年 2月1日	2016年 7月7日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定後の記録追加処理に伴い年金の再載定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再載定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再載定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再載定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	19,600
288			兵庫	尼崎	2006年 12月26日	2015年 12月3日	○事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再載定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再載定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再載定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再載定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,456,366
289			福岡	直方	2009年 2月1日	2015年 11月20日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定後の記録追加処理に伴い年金の再載定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再載定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再載定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再載定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,314

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
290	再裁定の誤り	確認・決定誤り	愛知	豊橋	1997年 3月26日	2016年 5月17日	○未支給年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,211,952
291			兵庫	豊岡	2007年 9月28日	2016年 4月22日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金決定後の厚生年金基金の代行返上による記録訂正処理に伴い再裁定を行った際に、確認不足から一部の期間の支払を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	388,500
292			群馬	前橋	1995年 8月1日	2016年 4月5日	○記録判明に伴い年金記録を確認したところ、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	469,856
293	年金選択の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋西	2013年 12月5日	2015年 11月25日	○機構本部から連絡があり、65歳から障害共済年金と老齢基礎年金を併せて支給できるにもかかわらず、年金受給選択申出書の案内を漏らしたことから老齢基礎年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	871,572
294			岡山	岡山広域 事務センター	2016年 9月16日	2016年 10月3日	○機構本部から連絡があり、老齢基礎年金の決定時に、年金受給選択申出書の記載内容の確認不足により、申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の選択申出書記載内容の確認について徹底するよう周知しました。	1名	過払い	48,750
295			本部	機構本部	2016年 10月14日	2016年 11月16日	○他部署から連絡があり、老齢基礎年金と老齢厚生年金と障害基礎年金及び障害共済年金と退職共済年金の選択処理における調整額の決定誤りが判明しました。 ●担当部署において訂正処理を行い、お詫びの文書と支払通知書を送付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、併給調整の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,033
296			兵庫	西宮	2003年 10月19日	2015年 11月9日	○未支給年金請求時の記録確認により、65歳から遺族共済年金と老齢基礎年金を併せて支給できるにもかかわらず、年金受給選択申出書の案内を漏らしたことから老齢基礎年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,086,173

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
297	年金選択の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2015年 3月26日	2015年 12月16日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される独自給付額の確認不足により、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いについて返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	178,459
298	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	滋賀	事務センター	2016年 4月28日	2016年 11月16日	○お客様から問合せがあり、未支給年金決定時の年金記録の確認不足により、老齢基礎年金と老齢厚生年金及び退職共済年金について未支給年金を決定すべきところ、退職共済年金について未支給年金の決定が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。決定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	270,983
299		説明誤り	岐阜	美濃加茂	2016年 11月30日	2016年 12月5日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方との続柄の確認不足により、未支給年金を請求する権利がないにもかかわらず、請求の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において未支給年金を請求できる親族について確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
300	年金受給権者受取機関変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 11月18日	2016年 12月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に老齢基礎年金と遺族厚生年金の変更処理をすべきところ、遺族厚生年金の変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	なし	0
301			岡山	岡山広域 事務センター	2016年 11月15日	2016年 12月15日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に老齢厚生年金と退職共済年金の変更処理をすべきところ退職共済年金の変更処理を漏らしたため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	282,359
302		入力誤り	高知	高知東	2016年 9月16日	2016年 10月19日	○事務センターから連絡があり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に記号番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	228,539
303			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 9月29日	2016年 12月9日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	未払い	201,430
304			神奈川	事務センター	2016年 10月7日	2016年 12月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に金融機関コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	未払い	170,648

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
305	年金受給権者受取機関変更届の誤り	入力誤り	広島	広島広域事務センター	2016年11月7日	2016年12月19日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に記号番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から、再発防止策の提出がありました。	1名	未払い	143,456
306	年金見込額の誤り	説明誤り	千葉	船橋	2015年4月23日	2016年7月28日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて年金相談時に、65歳到達時の年金見込額の試算方法を誤り、年金見込み額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい年金見込額について説明しました。 ●社会保険労務士会から、相談業務を委託している社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
307	標準報酬改定請求書の処理誤り	説明誤り	茨城	水戸北	2016年5月23日	2016年9月5日	○事務センターから連絡があり、年金相談時に按分割合を定めるための調停の成立した日の翌日から起算して1カ月以内に標準報酬改定請求を行っていただくよう説明するべきところ、説明を漏らして手続きを案内したため請求期限を過ぎていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。ご提出いただいた請求書の処理をしました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求の請求期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
308	死亡一時金の誤り	説明誤り	広島	広島東	2016年9月13日	2016年11月9日	○事務センターから連絡があり、国民年金の納付済み期間が要件を満たしていないため、死亡一時金が支給されないにもかかわらず、請求書の提出を案内し受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件について周知徹底しました。	1名	なし	0
309	現況届の誤り	説明誤り	広島	広島東	2016年2月19日	2016年3月17日	○事務センターから連絡があり、年金差止原因の確認不足により、本来未提出となっている現況届を提出いただくところ、誤って障害状態確認届の提出を案内し受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害状態確認届をお返し、現況届を受け付けの上処理を行いました。 ●担当部署において、年金差止原因の確認を複数人で行うよう周知しました。	1名	なし	0
310	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	大阪	天満	2016年6月13日	2016年6月16日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を送付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
311			東京	北	2016年7月4日	2016年7月5日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者住所変更届の受付時の確認不足により、他のお客様の受付控えを誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
312	年金給付関係書類の管理誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2012年12月頃	2014年11月13日	○担当部署において処理済の届書を確認したところ、老齢年金請求書や未支給年金請求書等について審査時の確認不足により、誤って処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書や未支給年金請求書等の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において書類の管理及び進捗管理を適切に行うとともに、審査後の確認を徹底するよう周知しました。	3名	未払い	3,083,407
313		未処理・処理遅延	富山	富山	2013年4月頃	2014年7月8日	○担当部署において処理済の届書の確認をしたところ、厚年老齢裁定請求書や未支給年金請求書等が未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。厚年老齢裁定請求書や未支給年金請求書等の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において書類の管理及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	18名	未払い	6,052,250

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
314	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	本部	機構本部	2014年 6月19日	2015年 3月16日	○事務センターから連絡があり処理済の届書の確認をしたところ、他の部署へ回付すべき年金選択申出書について回付を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。担当部署へ回付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	282,078
315			新潟	長岡	2014年 6月頃	2016年 4月5日	○担当部署で人事異動に伴う引継ぎ書類の確認をしたところ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,602
316			本部	機構本部	2016年 3月頃	2016年 7月28日	○年金事務所から連絡があり処理済の届書の確認をしたところ、他の部署へ回付すべき年金選択申出書について回付を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。担当部署へ回付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	8名	未払い	3,029,452
317			三重	四日市	2015年 6月5日	2016年 8月12日	○担当部署において処理済の届書の確認をしたところ、住民票住所申出書について機構本部への進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
318			山形	鶴岡	2016年 1月4日	2016年 8月30日	○街角の年金相談センターから問合せがあり、厚生年金保険被保険者記録訂正の後に老齢年金を決定すべきところ、記録訂正のみを行い老齢年金の決定を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	54,375
319	年金給付関係書類の所在不明	受理後の書類管理誤り	本部	機構本部	2015年 2月頃	2015年 4月3日	○お客様から問合せがあり、障害状態確認届が処理されず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害状態確認届を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	3名	未払い	563,732
320			愛媛	事務センター	2013年 10月頃	2015年 12月4日	○お客様から問合せがあり、年金額の再計算についての申出書等が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金額の再計算についての申出書等を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	591,616